

令和4年度 兵庫県北播磨県民局等会計年度任用職員 (県政推進員等・技能労務職) 採用選考案内 (区分A)

主に補助的・定型的な業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和3年12月16日(木)～令和4年1月7日(金) [必着]
- ・試験日 令和4年1月25日(火)又は1月26日(水)のうち指定する1日
- ・任用期間 令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
- ・勤務場所 北播磨県民局の内部組織または管内地方機関

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	勤務形態	主な職務内容
県政推進員等 ※配属先によって 県政推進員とは異なる 職名となる場合があります。	16名 程度	週29時間(原則7時間15分× 週4日)※配属先によって異なる 場合があります。	・県政推進に係る補助的・定型的 業務(庶務業務、資料整理、 資料作成等) ・税務に係る事務補助
技能労務職 (電話交換員)	2名	2週間で5日 (7時間45分/日)	・社総合庁舎代表電話への着信 電話に対する案内・取り次ぎ 業務

(注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- (1) 令和4年4月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- (2) 任用の日に北播磨県民局の内部組織または管内地方機関に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel等のパソコン操作ができる方(県政推進員等のみ)

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日時
令和4年1月25日(火)又は1月26日(水)のうち指定する1日
※試験時間は申込み後、別途お知らせします。
- (3) 場所
兵庫県北播磨県民局(社総合庁舎)
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 TEL:0795-42-5111
〔申込者多数の場合、上記以外の試験日程及び試験会場になることがあります。
その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。〕

【新型コロナウイルス感染症への対応】

- 1 試験当日は、感染予防のため、マスクを着用してください。
- 2 試験会場は喚気のため、適宜、窓やドアを開けます。
- 3 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方、発熱、咳など風邪症状のある方は、当日の受験を控えて下さい。

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）と 84 円切手を貼付した返信用封筒（郵便を受け取れる宛先をご記載ください） を提出してください。

なお、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

提出先：〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2

兵庫県北播磨県民局 総務企画室 総務防災課

[代表:0795-42-5111（内線:205） 直通:0795-42-9303]

※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ なお、1月17日(月)を過ぎても案内が届かない場合は、1月18日(火)午前中に兵庫県北播磨県民局総務企画室総務防災課まで電話で照会してください。

5 合格発表

2月中旬頃までに、合格者、補欠合格者、不合格者とも、文書により通知します。

6 採用予定時期

- (1) 採用日は原則として令和4年4月1日（金）です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。
- (3) 配属先は令和4年3月中旬頃に配属先等から連絡する予定です。

7 任用期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日です。

※勤務実績に基づく能力実証等により、県政推進員は2回、技能労務職（電話交換員）は4回を上限に再度の任用を行う場合があります。

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

県政推進員：週 29 時間勤務 月額 120,900 円～127,300 円

技能労務職：月額 79,100 円～82,800 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、職務内容等に応じて、一部変動する可能性があるほか、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当

年間計 2.4 月（6 月期 1.2 月、12 月期 1.2 月（在職期間に応じた割り落としあり））

※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

※ 期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

県政推進員：週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日） ※ 配属先によって異なる場合があります。

技能労務職：2 週間で 5 日（38 時間 45 分 7 時間 45 分/日）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週 3 日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

県政推進員：健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

※週の勤務時間等、要件を満たす場合

技能労務職：社会保険加入なし

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。